

参考

本件特許の無効審判請求事件の無効理由通知書（令和2年10月6日起案）の記載内容（のちに請求取り下げ）

本件特許発明1と引用発明（乙第42号証）の相違点に関する判示

本件特許発明1	乙第42号証発明	無効理由通知書
<p>(相違点1)</p> <p>本件特許発明1では、</p> <p>B 互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と、</p> <p>C ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段とを備え、</p> <p>H コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示</p>	<p>(相違点1)</p> <p>引用発明では、互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行う交流先リスト表示制御手段を備えているか否か、</p> <p>ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段を備えているか否か、</p> <p>コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示</p>	<p>(相違点1)</p> <p>ユーザ端末間でメッセージの送受信を行うシステムにおいて、メッセージ送受信の同意をしたユーザ間で、ユーザ端末にメッセージ送信先をリスト表示させ、その中らメッセージ送信先を選択することにより、メッセージの送受信を可能とする技術は、本願の優先日前に周知であったと認められるから、引用発明において、当該周知技術を適用して、構成要件Bの交流先リスト表示制御手段と、構成要件Cの入力内容報知手段とを備え、コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、交流できる構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。</p>

<p>示させることにより、交流できるようにしている（注：「前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく」は摘示されていない。）</p>	<p>させているのか否か、特定されていない点が、本件特許発明 1 とは相違する。</p>	
<p>（相違点 2） 本件特許発明 1 では、 D 前記ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、 E 該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を備えている</p>	<p>（相違点 2） 引用発明では、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段とを、備えていない。</p>	<p>（相違点 2） 引用発明において、「近接通信による情報交換」で交換し格納される「近接通信履歴情報」には、「(c) 近接通信の実行日時データ」および「(d) 近接通信実行位置情報（通信処理装置が G P S 搭載機器である場合）」が含まれている。 ここで、「(c) 近接通信の実行日時データ」および「(d) 近接通信実行位置情報（通信処理装置が G P S 搭載機器である場合）」は、通信処理装置 A および通信処理装置 B でそれぞれ取得 & 格納されるが、通信処理装置 A および通信処理装置 B において、G P S で位置情報を取得するタイミングが両者で異なり得るため、日時データも、一次情報も、両方の通信処理装置で厳密に一致するとは限らず、多少の誤差が生じうることは当業者にとって自明である。（注：国際公開第 2 0 1 0 ・ 0 0 8 5 4 2 号を例示）</p>

		<p>・・・よって、引用発明において、ユーザAとユーザBが交流申し込みをしたか否かを判定する交流開始条件の判定に際して、ユーザAおよびユーザBが交流申し込みをした日時データや、その際のユーザ端末の位置情報について、誤差を考慮した一致判定を行うよう構成することは、当業者が容易に想到し得たものである。</p>
<p>(相違点3)</p> <p>本件特許発明1では、 F 前記複数の交流先の内からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行している</p>	<p>(相違点3)</p> <p>引用発明では、前記複数の交流先の内からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行しているのか否か、特定されていない</p>	<p>(相違点3)</p> <p>ユーザ端末間でメッセージの送受信を行うシステムにおいて、ユーザ端末がメッセージ等を受信した際にメッセージの着信をユーザにポップアップ表示を用いて通知する技術は、本願の優先日前に周知であったと認められる。</p> <p>したがって、引用発明において、当該周知技術を適用して、構成要件Fにかかる構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。</p>
<p>(相違点4)</p> <p>本件特許発明1では、 G 前記交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の</p>	<p>(相違点4)</p> <p>引用発明では、交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の間からの要求に応じて、他方の</p>	<p>(相違点4)</p> <p>ユーザ端末間でメッセージの送受信を行うシステムにおいて、ユーザ端末がメッセージ等を受信した際にメッセージの着信を</p>

<p>一方からの要求に応じて、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ通知を行わないように制御している</p>	<p>ユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ通知を行わないように制御しているのか否か、特定されていない</p>	<p>ユーザにポップアップ表示を用いて通知するか否かをユーザが設定し、その設定に基づいて、メッセージの着信をユーザにポップアップ表示を用いて通知したり、ポップアップ表示を用いずに通知したりする技術は、本願の優先日前に周知であったと認められる。</p> <p>したがって、引用発明において、当該周知技術を適用して、構成要件Gにかかる構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。</p>
<p>(相違点5)</p> <p>本件特許発明1では、 H 前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できる</p>	<p>(相違点5)</p> <p>引用発明では、前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させるか否か、および、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるか否か、特定されていない</p>	<p>(相違点5)</p> <p>引用発明では、特定のグループである[トモダチ]メンバーとして登録するシーケンスにおいて、「ユーザAの所有する通信処理装置A120」から「ユーザBの所有する通信処理装置B130」へ、「(a) ユーザAのユーザID (ユーザ個人に対応するID、または通信処理装置A対応のID)」、「(b) ユーザIDに対応付けられたユーザAのニックネーム (ユーザAが任意に設定した名前 (ハンドルネーム))」などを近接通信で送信している。</p>

(無効理由通知書の相違点5に関する判示の続き)

ここで、「(b) ユーザIDに対応付けられたユーザAのニックネーム(ユーザAが任意に設定した名前(ハンドルネーム))」は、ユーザAが任意に設定した名前(ハンドルネーム)であり、ユーザプロフィール検索機能をオンにして、他のユーザと識別可能なニックネームを登録しない限り、ニックネーム単独ではユーザ識別能力を有さない。さらに、ユーザが匿名性を担保したい場合には、ニックネームを設定しないことも可能である。このような設定とした場合、ニックネームをユーザ識別情報としてメッセージ交換することなどができないから、「(b) ユーザIDに対応付けられたユーザAのニックネーム(ユーザAが任意に設定した名前(ハンドルネーム))」は、連絡先の個人情報に該当しない。・・・

つぎに、引用発明では、「(a) ユーザAのユーザID(ユーザ個人に対応するID、または通信処理装置A対応のID)」の内、ユーザAのユーザIDとして通信処理装置A対応のIDを用いる構成が示唆されている。

「特開2007-166189号公報」には、メッセージ送受信システムにおいて、携帯電話機を識別するためのIPアドレスを用いて、見知らぬ人等、事前に電話番号やメールアドレス等を交換していないユーザ同士でメッセージの送受信を行うことができるメッセージ送受信技術が記載されている。・・・このIPアドレスを「通信処理装置A対応のID」として用いた場合には、インターネットサービスプロバイダが割り当てるたびに、異なるIPアドレスが端末IDとして割り当てられるため、IPアドレスを知った者は、継続的に当該IPアドレスを用いて、端末を有する者と連絡が取れるものではない。

したがって、引用発明において、「特開2007-166189号公報」に記載の携帯電話機を識別するためのIPアドレスを用いる技術を用いて、ユーザAのユーザIDとして通信処理装置A対応のIDをIPアドレスとする構成を採用し、前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できる構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。